

## 4 水循環の再生等

2010(平成22)年度までに河川水質の環境基準(環境保全目標)を概ね達成することなどを目標に、河川などの水質汚濁の主な原因である生活排水対策を重点的に進めます。

### (1) 水循環の再生

雨水利用による地域環境活動推進モデル事業(「おおさかレインボウぷろじえくと!」)

平成17年度に引き続き、小学校などの府内16ヶ所において、府民、NPO等と協働で、打ち水や植栽への散水などの雨水利用のモニター活動を中心とした地域環境活動の推進モデル事業を実施します。各地域では、個性豊かな雨水利用の取り組みを実践していただくとともに、更なる普及啓発を進めるため、環境学習セミナーの開催やモニター活動の体験を活かした教材・ノウハウ集づくり等を行います。



<子どもたちの雨水利用の様子>

### 寝屋川流域清流ルネッサンス

国の都市再生プロジェクト(第3次決定都市環境インフラの再生・水循環系の再生)に、寝屋川流域がモデル流域に選定されたことを受け、平成15年6月に、寝屋川流域協議会(水環境部会)により「寝屋川流域水循環系再生構想」が策定されました。この構想の実現に向け、平成23年を目標年とし、平

成16年5月に策定された寝屋川流域清流ルネッサンス(第二期水環境改善緊急行動計画)に基づき、河川事業や下水道事業、住民協働による生活排水対策などにより、流域全体で水質改善、流量確保、水辺環境の整備を図ります。

### (2) 水環境の保全

#### 総量削減計画の策定【新規】

閉鎖性の高い大阪湾の水質の改善を図るためには、流入する汚濁負荷を削減することが必要です。

このため、化学的酸素要求量(COD)、窒素、りん(リン)の3項目について、大阪府で発生する汚濁負荷の総量を一層削減するため、大阪府環境審議会の検討結果(平成17年11月諮問)を踏まえ、平成21年度を目標年度とし、目標削減量やその方途などについて記載した第6次総量削減計画を策定します。

#### 浄化槽設置状況の把握事業【新規】

平成18年2月施行の改正浄化槽法では、設置状況を確実に把握するための廃止届や法定検査の未受検者に対する命令、違反者への罰則などが規定され、知事の指導監督権限が強化されました。この改正を受けて、浄化槽の設置状況の把握、台帳の整備を行うとともに、適正管理が徹底されるよう指導を実施します。

#### 浄化槽整備事業を実施する市町村への補助

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に有効な合併処理浄化槽の設置をさらに促進するため、平成4年度から実施し

ている「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」を実施する市町村への補助金に加え、平成17年度からは、市町村が主体となって各戸ごとに浄化槽を整備し使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）」を実施する市町村に対しても補助金を交付し、より一層の浄化槽整備を図ります。

#### 大阪湾再生行動計画のフォローアップ

国の関係省庁や大阪府をはじめ、9府県市などで構成する「大阪湾再生推進会議」に参画し、府民も参加する水質調査や生活排水対策など平成15年度に策定した「大阪湾再生行動計画」のフォローアップを行います。

#### 大阪府生活排水処理実施計画の推進

平成15年3月に策定した「大阪府生活排水処理実施計画」に基づき、地域特性に応じた効率かつ効果的な処理施設整備を進めるため、市町村による生活排水処理計画が早期に策定、見直しされるよう働きかけるとともに、対策推進のための経済性比較手法の改良などの市町村に対する技術的支援も行います。

#### 流域下水道事業の推進

河川などの水質汚濁の主な原因である生活排水対策のために、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンターの整備を推進します。水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進します。

【流域下水道】複数の市町村の汚水をまとめて処理する下水道

【水みらいセンター】大阪府では、流域下水処理場の名称を平成18年4月1日から「水みらいセンター」に変更しました。「下水処理場は、良好な水環境の創造や高度処理水、バイオマス、大きな施設空間などを有する資源の宝庫であり、循環型社会を創出する未来（みらい）へつなげる可能性を持っている」という理由で、公募作品の中から選定されました。